

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

佐世保市消費生活センターからの情報です。

配信日 平成 23 年 6 月 27 日

キャンペーン中を謳う掃除の訪問販売にご注意！

〈相談内容〉

キャンペーン中でエアコンクリーニングを1000円で行うというので頼んだ。掃除終了後、浴室を見せて欲しいと言われて見せたところ、「タイル目地深くカビが浸透しており、壁にもカビがある。放置すべきではない」と言われ、「キャンペーン中で、本来18万円のカビ除去クリーニングを14万7千円に値引きする。今だけの特典だ」と言われたため、契約書を書いてしまったが、よく考えると高額なため解約したい。可能だろうか。工事には来週来る予定。

★消費生活センターからのアドバイス

- ①訪問販売の場合、書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフ（無条件解約）ができます。
- ②業者名、連絡先を必ず確認しましょう。
- ③不審な勧誘があった場合にはその場で契約せず、家族や知人に相談するなど十分に検討しましょう。契約する場合は、他業者からも見積もりをとるようにしましょう。

当相談については、クーリング・オフにより解約しました。

ここ一週間で複数件の相談が寄せられており、その全てが高齢者からの相談です。

※心配なときは、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。



★おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999
[相談受付時間] 平日(月曜日～金曜日)…午前9時～午後5時
(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費生活センター (095-829-1234)	五島市消費生活センター (0959-72-6144)
佐世保市消費生活センター (0956-22-2591)	雲仙市消費生活センター (0957-38-7830)
諫早市消費生活センター (0957-22-3113)	島原市消費生活センター (0957-62-9100)
大村市消費生活センター (0957-52-9999)	南島原市消費生活センター (0957-82-3010)
	他各市町相談窓口